

意見書案第2号

令和2年3月18日提出

提出者 松山市議会議員 丹生谷 利 和
原 俊 司
河 本 英 樹
白 石 勇 二
池 田 美 恵
向 田 将 央
上 田 貞 人
吉 富 健 一
角 田 敏 郎
渡 部 克 彦
菅 泰 晴
雲 峰 広 行

令和2年3月18日 原案可決

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書について

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書を次のとおり提出する。

記

性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書

性犯罪は、被害者の人格や尊厳を著しく侵害し、心身に重大な後遺症を残す深刻な犯罪である。その悪質性、重大性に対し、これまでの刑法の性犯罪に関する規定は不十分であるという声の高まりを受けて、2017年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。その際、衆参両院で採択された附帯決議では「近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をする」という改正法の趣旨を踏まえた対応について、政府及び最高裁判所に格段の配慮を求め、また、附則においては「施行後三年を目途として」施策のあり方を検討し、必要があると認めるときは所要

の措置を講ずるとしている。

昨年、被害者の同意のない行為だと認定されながらも、抵抗不能な状態であったと認定することはできないなどとして無罪とされる判決が相次ぐなど、現行の規定でも不十分であることが指摘されている。

性犯罪や性暴力の被害も加害も生まない社会を目指し、脅迫や不利益を示唆した強要などによる不同意の性行為、薬物の影響、疾患、障害などによる同意不能な性行為、地位関係性を利用した性犯罪、現在は軽犯罪法または迷惑防止条例等によって対応されている盗撮行為など、処罰規定の対象拡大や、性交同意年齢、監護者性交及び公訴時効期間の見直し、厳罰化などが求められている。

よって、国においては、施行後3年を迎える2020年7月に向け、2017年改正時の附帯決議の内容を実施するとともに、被害者や被害者支援団体の意見を踏まえた上で取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長